可以或单分条列制官(女聲)請於署名審査录(第九条関係)何広域連合条例制定(改廃)請求署名審査録様式(第九条関係)

署名簿の受理(令和可年可月可日)可広或連合条列制定(改奏)何広域連合条例制定(改廃)請求署名審査録

- 者署名簿(何冊)請求代表者何某(外何名) 署名簿の受理 令和何年何月何日 何広域連合条例制定(改廃)請
- 二 署名審查開始 令和何年何月何日

## 審査

- した後であつたので、何月何日却下した。いて準用する同令第九十四条第一項(第九十三条の二)の期間を経過()署名簿の提出(仮提出)が地方自治法施行令第二百十二条の二にお
- た。 収集委任状)が欠けているので、当該署名簿の署名を無効と決定し、収集委任状)が欠けているので、当該署名簿の署名を無効と決定し、署名簿(第一号)に請求書(写)〔請求代表者証明書(写)〕(請求署名
- | ていないので、無効と決定した。|| 何番(署名簿第 号)の何某とある署名は、選挙人名簿に登録され
- れたものであるので無効と決定した。
  山 何番(署名簿第 号)の何某とある署名は、ゴム印(活字等)でなさ
- 難いので、無効と決定した。 対している (著名簿第一号)の何某とある署名は、何人であるかを確認し
- 年月日)がないので、無効と決定した。(七) 何番(署名簿第 号)の何某とある署名には、署名年月日(住所)(生

## 九 ハハハハハハハ

審査終了 令和何年何月何日

## 五 証明の修正四 審査終了 ~

- た。申出及び証言の概略は、次のとおりである。た結果、何某の申出を正当と認め、何月何日これを無効と決定し(強迫)に基づく旨の申出があつたので、何月何日何某の証言を求め」何月何日何某から何番(署名簿第一号)の何某とある署名は、詐偽
- 欄にこの旨を記載した。審査の概略は次のとおりである。正当と認め、何月何日これを有効(無効)と決定し、当該署名の備考効)の決定について異議の申出があつたので、審査の結果、申出を1」何月何日何某から何番(署名簿第一号)の何某とある署名の無効(有

## 111111111

名数何々無効署名数何々総数何々である。
、署名簿の返付(令和何年何月何日)署名簿の末尾の記載は、 有効署

査の次第である。右は、何条例制定 何条例制定(改廃)請求者署名簿についての本選挙管理委員会の審

令和何年何月何日

何広域連合選挙管理委員会

が公職選挙法施行令別表第一に定める点字で自己の氏名を記載す 選挙管理委員会の委員長、 大委員及び書記の氏名は自署(盲人委員) 氏会員 氏名委員 氏名名名名名

ることを含む。)すること。